

平成29年度生駒市立病院運営交付金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、生駒市（以下「市」という。）と医療法人徳洲会（以下「指定管理者」という。）との間で平成25年6月4日に締結した生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書第29条及び平成29年度の生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書第5条の規定に基づき指定管理者に対し交付する生駒市立病院運営交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定める。

（交付対象及び交付額）

第2条 交付対象及び交付額は、次のとおりとする。

- (1) 奈良県知事の認める地域内において、生駒市立病院が小児科病院輪番体制参加病院として実施する運営事業に対し奈良県の補助金交付要綱に基づき市に交付される補助金の合計額
- (2) 生駒市立病院内の保育所運営事業に対し特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）に基づき市に交付される特別交付税相当額

（交付の申請）

第3条 指定管理者は、生駒市立病院運営交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第4条 市長は、交付の申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは交付金の交付の決定を通知するものとする。

（変更の申請）

第5条 交付金の交付の決定の通知後、指定管理者が当該決定に係る事業計画について変更しようとするときは、生駒市立病院運営交付金変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 指定管理者は、事業が完了したときは、当該年度の末日までに生駒市立病院運営交付金事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第7条 市長は、実績報告があったときは内容を審査し、適当と認めるときは交付金の額を確定し、通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 指定管理者は、交付金の額の決定の通知を受けたときは、請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第9条 市長は、交付の請求があったときは内容を審査し、適当と認めるときは交付金を交付する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。